

小牧市 自治基本条例

みんなで作ろう わたしたちのまち こまき

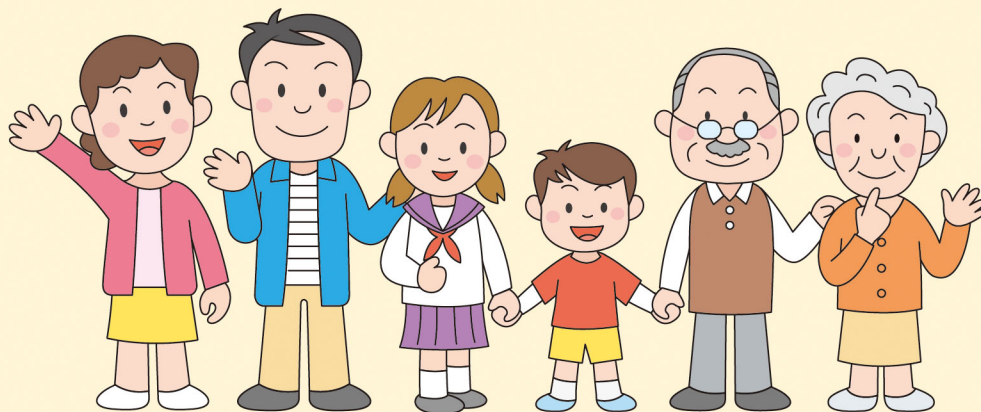
私たちのまち小牧市は、織田信長が小牧山城築城に伴い整備した城下町を礎とし、また、豊臣秀吉と徳川家康による「小牧・長久手の合戦」により、その名を歴史にとどめるまちです。

小牧市は、江戸時代以降、「小牧菜どころ米どころ」と言われたのどかな田園都市でしたが、伊勢湾台風による被害からの復興を契機に、内陸工業都市へと大きな変化を遂げ、発展してきました。

今日、少子高齢化、さらには、人口の減少が進む時代の大きな転換期を迎え、新たな自治のあり方が求められています。

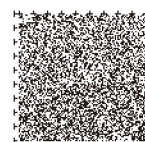
このような時代に、私たちが心豊かに暮らしていくためには、私たちは、歴史とともに積み上げられた文化や伝統を大切にしながら、互いに信頼し、知恵と力を出し合い、心をつなげて、まちづくりに関わっていく必要があります。

私たちは、先人のたゆまぬ努力と英知によって築かれてきたこのまちに愛着と誇りを持ち、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現し、次世代へしっかりと引き継いでいくことを誓い、ここに、この条例を制定します。



視覚に障がいのある方もご利用いただけるように「音声コード」を付けました。専用装置で読み取ると音声で内容を読み上げます。

小牧市



はじめに

私たちのまち「小牧」には、このまちにお住まいの方、働いている方、学んでいる方など多くの方が過ごしています。

まちのみんなが、「このまちで幸せに暮らし続けたい、過ごしていきたい」と願う中、今日では、社会の状況が急速に変化しており、私たちのまちも、新たな自治のあり方が求められているところです。

そのような中、「私たちのまちの理想の形はなんだろう」「その実現のために私たちはどうすればいいんだろう」、ということから議論を始め、市民が主体となって、この『小牧市自治基本条例』がつくられました。

私たちのまちに関わる皆さんに、この条例の趣旨が理解され、市民主体のまちづくりが推進されることを願っています。

皆さん、是非、力をあわせてまちづくりをしていきましょう。

小牧市自治基本条例ができるまで

～制定までの主な経緯～

平成23年度

平成24年 2 月 市民主体で条例策定を進めるという方針を決定

平成24年度

平成24年 5 月 あり方研究会議の委員を公募
7 月 公募委員27名によるあり方研究会議を発足
(以降、平成25年7月まで計15回にわたり、条例のあり方について研究を進めました。その他、勉強会の開催、アンケート実施、区長会や市民活動団体との意見交換など自主活動にも取り組みました。)
9 月 こまき地域づくりフォーラム2012の開催

平成25年度

平成25年 8 月 こまき地域づくりフォーラム2013の開催
あり方研究会議から「条例のあり方に関する提言書」が市長へ提出

平成26年 1 月 各種団体の代表者や学識経験者による起草会議を発足
(以降、平成26年10月まで計8回にわたり条例草案の作成を行いました。)

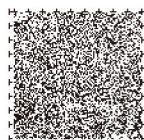
平成26年度

平成26年 9 月 こまき地域づくりフォーラム2014の開催
10月 起草会議から「条例草案」が市長へ提出
11月 パブリックコメントを実施(11/4～12/3)

平成27年 3 月 市議会にて条例案が全会一致で可決

平成27年度

平成27年 4 月 平成27年4月1日 小牧市自治基本条例施行



教えてよ 自治基本条例のこと

■自治基本条例ってなに？

現在は、自治のしくみとして、議会や行政に一定の機能がありますが、昔の地域社会をイメージしてみると、自分たちのまちを自分たちでよくしよう、守っていこうと知恵や力を出し合っていた様子が思い浮かびます。

まちづくりを“他人ごと”としてではなく“自分ごと”として、関わっていくということの大切さは変わらないのではないのでしょうか。

そんな気持ちで、市民一人一人が自ら考え、自ら責任を持って行動していく姿をまちづくりに取り入れていくことが大切です。

小牧市自治基本条例は、小牧市の自治に関する基本的なことをルールとしてまとめたものです。

「市民」「議会」「行政」が目指すべきまちの姿を共有するとともに、それぞれの役割と責務を明確にし、市民主体の自治の推進を図るためのものです。



■どうして必要なの？

なぜ、必要になってきたのか。

その理由として、時代の大きな変化ともいえる今日の社会情勢が密接に関わっています。

①地方分権の進展

そのまちの現状にあったまちづくりを自ら考え自ら行っていくことが求められている。

②価値観の多様化

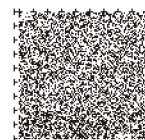
人々の価値観の多様化により、日常の隣近所での関わり合いや自治会活動への理解など、地域社会の中で、あうんの呼吸でうまくまわっていたことにも変化が生じてきた。

③少子高齢化と人口減少

働き世代の減少は税収減につながり、いずれ行政の運営において、「あれかこれか」の取捨選択が必要な時代がくると考えられる。

そのようなことから、私たち小牧市においても活力のある今のうちから、みんなで担っていくべきことを共有し、理解を深め、実践していく必要があります。

条例を定めることにより、「市民」「議会」「行政」のみんなが目指すべきまちの姿を共有することができるとともに、それぞれの役割と責務を明確にし、市民が主体の自治の推進を図ることができるようになります。



何を書いてあるのかみてみましょう

この条例は、大まかに言うと・・・

私たちが目指すまちの姿を、

「小牧市民憲章で掲げるまち」として、

その実現のために

一人一人がまちづくりに興味関心を持って関わっていきましょう
ということなのです。



小牧市民憲章

わたくしたち 小牧市民は、小牧を

- 1. 健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう。
- 1. 感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう。
- 1. 緑とやすらぎのある 美しいまちにしましょう。
- 1. 高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう。
- 1. 希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう。

昭和60年5月15日制定



健康で生きがいのある
明るいまち



感謝と思いやりのある
あたたかいまち



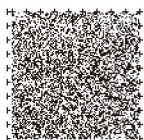
緑とやすらぎのある
美しいまち



高い文化と教養のある
豊かなまち



希望と働く喜びのある
活気あふれるまち



この条例は、
第1章～第6章までの
全部で25の条文で
構成されています。

小牧市自治基本条例の構成

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 条例の位置付け

第2章 まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本原則

第4条 まちづくりの基本理念

第5条 まちづくりの基本原則

第3章 まちづくりの担い手

第1節 市民

第6条 市民の権利

第7条 市民の責務

第2節 議会

第8条 議会の責務

第9条 議員の責務

第3節 行政

第10条 行政の責務

第11条 市長の責務

第12条 職員の責務

第4章 まちづくりへの参加と協働

第13条
まちづくりへの参加

第14条
地域における自治組織の活動

第15条
市民の公益的活動

第16条
協働の推進

第17条
人材の発掘及び育成

第5章 市政の運営

第18条
議会及び市長

第19条
基本計画及び予算

第20条
財政運営

第21条
市政の改善

第22条
市政への参加

第23条
情報提供及び個人情報の保護

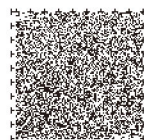
第24条
住民投票

第6章 検証

第25条

附則

次のページからは、
条文の内容について
じゃ。



第1章 総則って？

それは、この条例の決まりごとです。

(目的)

第1条 この条例は、小牧市民憲章(昭和60年5月15日制定)に掲げる理想のまちを実現するため、まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本原則を明らかにし、本市における自治の基本的事項を定めることを目的とします。

この条例をつくった目的は、

- ①「市民憲章に掲げるまちを目指しましょう」
 - ②「どのように目指すかをみんなで共有して、それを進めるためのルールを決めましょう」
- ということなのです。

みんなでまちづくり
するためのルール
なんだね。



みんなが読みやすいように、
ですます調で書かれているわ。



第2条では、条例に出てくる
言葉の意味が書いてある
わよ。

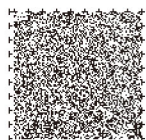
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内で住み、働き、若しくは学ぶ者又は市内で活動し、若しくは事業を行う個人、法人若しくは団体をいいます。
- (2) 議会 市議会議員をもって構成される本市の議決機関をいいます。
- (3) 行政 本市の執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)をいいます。
- (4) まちづくり 市民の幸せな暮らしを実現し、魅力あるまちを創造するあらゆる活動をいいます。
- (5) 市政 まちづくりのうち議会及び行政が担う部分をいいます。
- (6) 市民自治 市民が自ら考え、責任を持って、主体的にまちづくりに関わることをいいます。
- (7) 協働 立場又は特性の違うもの同士が、共通の目的を持ち、その目的を達成するために、それぞれ果たすべき役割及び責務を認識し、互いを尊重しながら協力することをいいます。
- (8) 地域 市内に住む者がそれぞれ日常生活を営む一定の範囲をいいます。



「市民」は、住んでいる人だけでなく、通勤や通学をする人や団体も含めているんだね。
政策を議論したり決定する**「議会」**や、実際に事業を行っていく**「行政」**とともに、
「市民」「議会」「行政」は、「まちづくりの担い手」とも言えるよね。
みんなで力をあわせて、まちづくりを担っていくんだね!



みんなで力を合わせて課題に取り組む姿を**「協働」**って言うのよね。
協働すれば、相乗効果で、「1+1が3」になるかも。

「地域」っていう言葉は、日常の支え合いや助け合いが必要な範囲というイメージね。
人によって、区(自治会)や小学校区、中学校区などの範囲が考えられるわね。



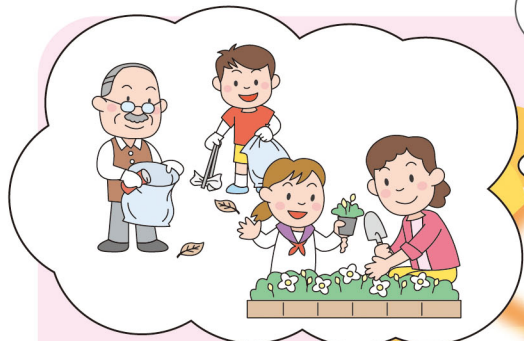


まちづくりって？

「まちづくり」には、
議会や行政が担うものだけでなく、私たち市民が
取り組む地域の美化活動、見守り活動、防犯パトロール活動などもあるよね。
この条例では、まちづくりのうち議会と行政の仕事の
部分は、「市政」って言うんだね。



下の絵の「花」の部分は、『まちづくり』と『市政』の関係を
表しているよ。



市民のまちづくり活動

まちづくり

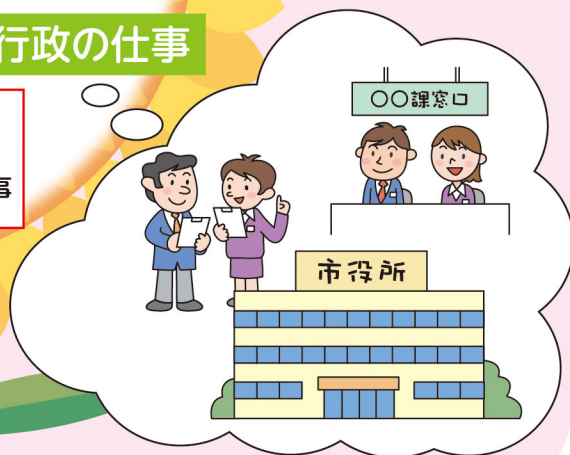
(市民のまちづくり活動+議会の仕事+行政の仕事)

議会の仕事

行政の仕事

市政

議会と行政の仕事



(条例の位置付け)

第3条 市民、議会及び行政は、まちづくりを推進
するに当たっては、この条例を最大限尊重しな
ければなりません。

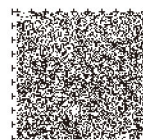
この条例は、まちづくりの根本となる
ルールとして定められていて、市民、議
会、行政が行うまちづくりを支えている
の。

右の絵で言うと、自治基
本条例は、根っこの部分で
わけね。



まちづくりという
お花を大きく育て
ていかなきゃね。

自治基本条例

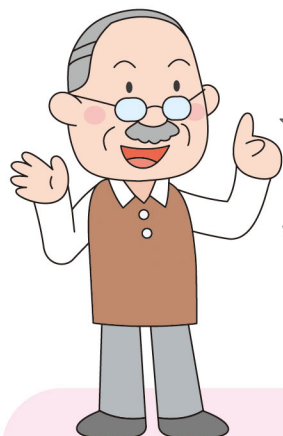


第2章 まちづくりの「基本理念」「基本原則」って？

それは、みんなが共有する大切な「考え方」と「進め方」です。

(まちづくりの基本理念)

第4条 小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、市民、議会及び行政は、信頼関係を築き、協力しながら市民自治によるまちづくりに取り組むものとします。



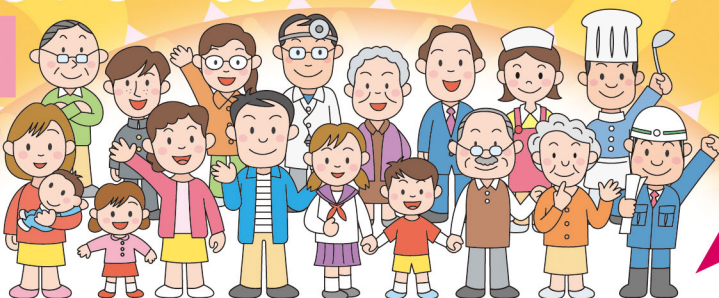
「まちづくりの基本理念」をわかりやすく言うと、まちづくりで大切にしていける「考え方」ということじゃよ。

下の絵では、

“「みんなの信頼関係と協力」によって、市民が主体のまちづくりをしていくこと”が、まちづくりで大切な考え方ということを示しているんじゃよ。

市民主体のまちづくり

市民



信頼関係・協力

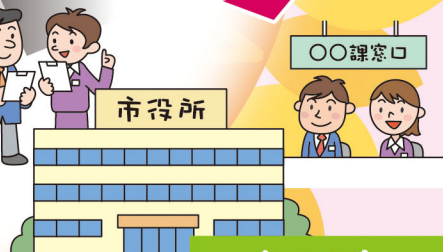
議決

議会

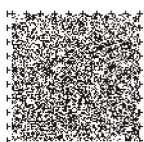


市役所

行政



まちづくりで大切にしていける考え方は、みんなで共有しておきたいよね。



- 第5条** 市民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責務に基づき、まちづくりに参加し、協働によるまちづくりに努めるものとします。
- 2 市民、議会及び行政は、まちづくりに関する情報の共有に努めるものとします。
- 3 市民、議会及び行政は、次代を担うこどもたちが夢と希望を持って健やかに成長できるよう努めるものとします。



まちづくりの基本原則をわかりやすく言うと、
市民が主体のまちづくりをしていくための「進め方」ということよ。
「進め方」は、3つの原則としています。

参加と協働の原則

まちづくりへの参加には、様々な形があります。
参加の輪を広げ、協働によるまちづくりを進めていきましょう。

情報共有の原則

まちづくりに関する情報を積極的に交換しましょう。
それをみんなで共有し、いろいろな知恵やたくさんの
パワーを集めて、まちづくりを進めていきましょう。

こどもを育む原則

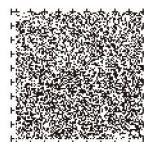
こどもを軸として、世代を越えて、地域のつながりが生まれます。まち全体でこどもの夢を応援し、世代を越えた市民のつながりをつくり、次世代に引き継げるまちづくりを進めていきましょう。



**市民主体の
まちづくり**



「市民が主体のまちづくり」のためには、この3つの要素が必要なんだね。
まるで、花を育てる時の「土」と「水」と「太陽」のようだね。



第3章 まちづくりの担い手って？

それは、「市民」「議会」「行政」みんなのことです。

よりよい
まちづくりのため、
それぞれの役割を
理解し合い、
そして、
自らの責任を
果たして
いきましょう。

市民

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに参加する権利があります。
2 市民は、市政について知る権利があります。

(市民の責務)

第7条 市民は、前章に掲げるまちづくりの基本理念及びまちづくりの基本原則(以下「まちづくりの基本理念及び基本原則」といいます。)にのっとり、自助及び共助に努め、次世代に暮らしやすいまちを引き継いでいくものとします。
2 市民は、自由で公正な社会の実現に寄与するとともに、公共の利益を尊重し、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

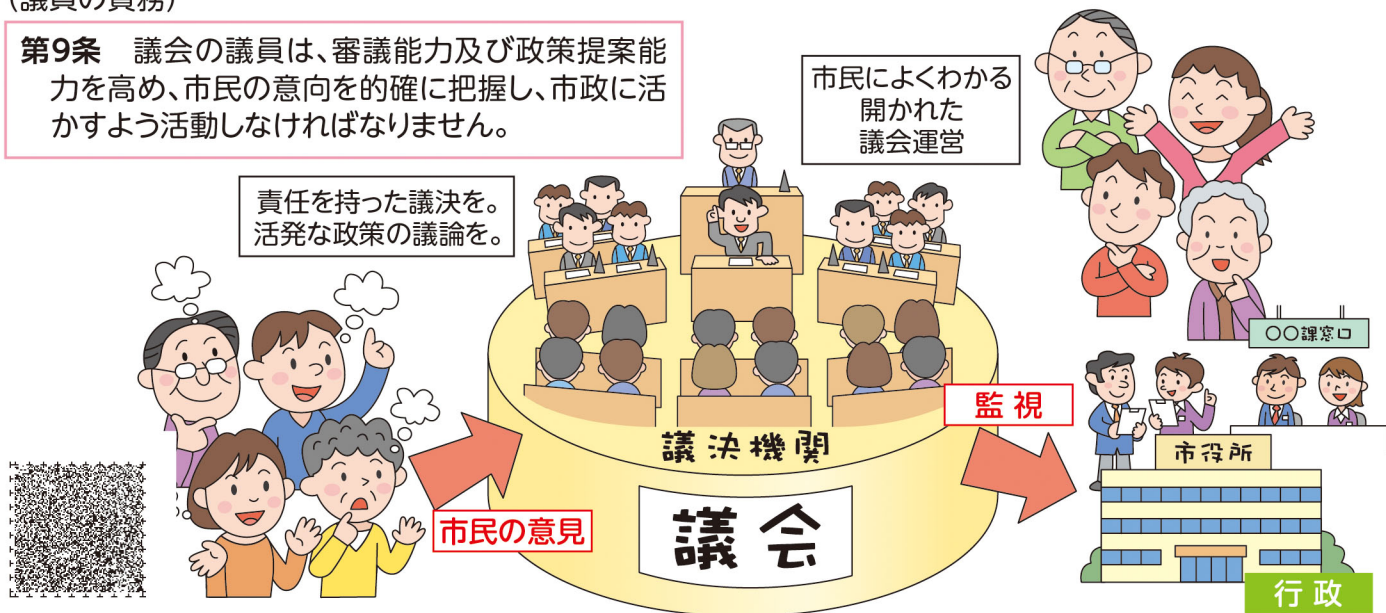
議会

(議会の責務)

第8条 議会は、まちづくりの基本理念及び基本原則にのっとり、政策を議論し、責任を持ってその権限に属する事項を議決しなければなりません。
2 議会は、行政が公正かつ適切に運営されるよう、行政を監視しなければなりません。
3 議会は、市民に開かれた議会運営を行うとともに、継続的な改善を行いながら、その役割及び責務を果たすものとします。

(議員の責務)

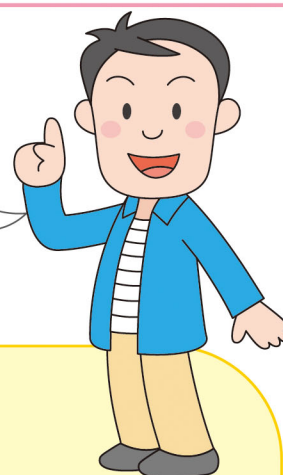
第9条 議会の議員は、審議能力及び政策提案能力を高め、市民の意向を的確に把握し、市政に活かすよう活動しなければなりません。





自助？
共助？

自助・共助っていうのは、自分でできる事は自分で、自分でできないことは助け合いながら、まちづくりに関わっていくということなんだ。



自助

(個人・家族)

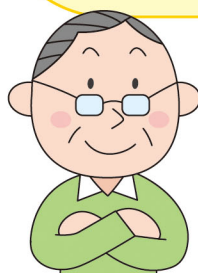
自分でできることは
自分で行う

共助

(地域、ボランティア団体、事業者 etc)

個人や家族でできないことは、
支え合い助け合う

「支え合い・
助け合い」は、
日頃から!



自助や共助を進めて、自分の子や孫、
次の世代のことを考えてまちづくりを
していかなければね。

権利もあれば、責務もあるの
よね。発言や行動に、責任を
持たないからね。



行政

(行政の責務)

第10条 行政は、まちづくりの基本理念及び基本原則にのっとり、まちづくりを通じて、市民福祉の増進かつ健全な社会の発展を図らなければなりません。

2 行政は、まちづくりを進めるに当たっては、機能的な組織体制を整え、組織の横断的な連携を図るとともに、行政運営を継続的に改善し、時代の変化に柔軟に対応しなければなりません。

(市長の責務)

第11条 市長は、市の代表者として、市を統轄し、その権限と責任のもとにまちづくりを進めなければなりません。

2 市長は、市民の意向を踏まえ、市政を公正かつ誠実に運営しなければなりません。

(職員の責務)

第12条 行政の職員は、専門的知識の習得に向けて研さんし、課題解決能力を高めなければなりません。

2 行政の職員は、市民の意見を真摯に受け止め、知識及び能力を活かして、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。



「機能的に」「横断的に」
行政も変わっていかなくちゃね。



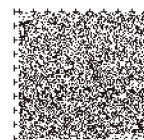
市長や行政職員にも、私たち市民の意見にはきちんと耳を傾けてもらいたいよね。



〇〇課窓口



いろんな機会
で多くの声を。

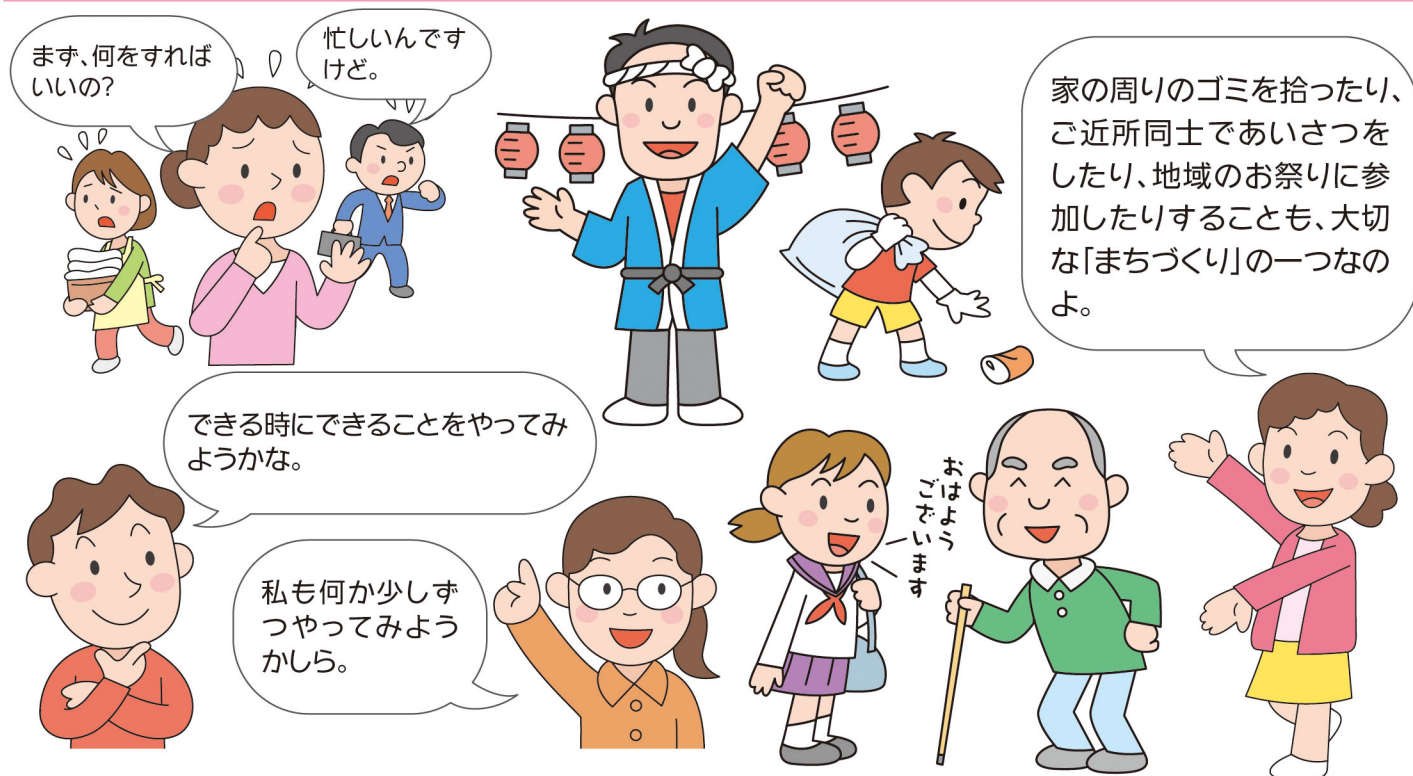


第4章 まちづくりへの参加と協働って？

それは、市民のみんなが関わるまちづくりです。

(まちづくりへの参加)

第13条 市民は、まちづくりに関心を持ち、一人一人が自らの意思で、まちづくりに参加するものとします。



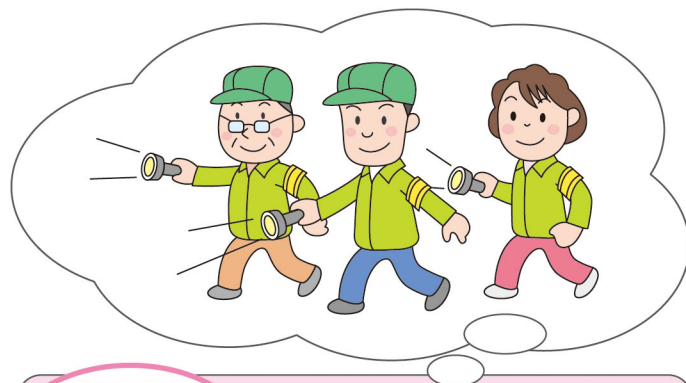
(地域における自治組織の活動)

第14条 市民は、地域における自治組織（以下「地域自治組織」といいます。）の活動の意義を理解し、協力することに努めるものとします。

2 市民は、地域自治組織の活動を通じて交流を図り、互いに理解を深め、信頼し、支え合い、助け合うよう努めるものとします。

3 市民は、地域における生活課題を共有し、地域自治組織の活動を通じて、課題の解決に取り組むよう努めるものとします。

4 議会及び行政は、地域自治組織が自律し、効果的かつ継続的に活動できるよう、必要な支援を行うものとします。



「地域」はみんなの力で！

地域

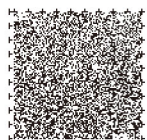
区
(自治会)

老人クラブ

地域協議会

子ども会

などなど



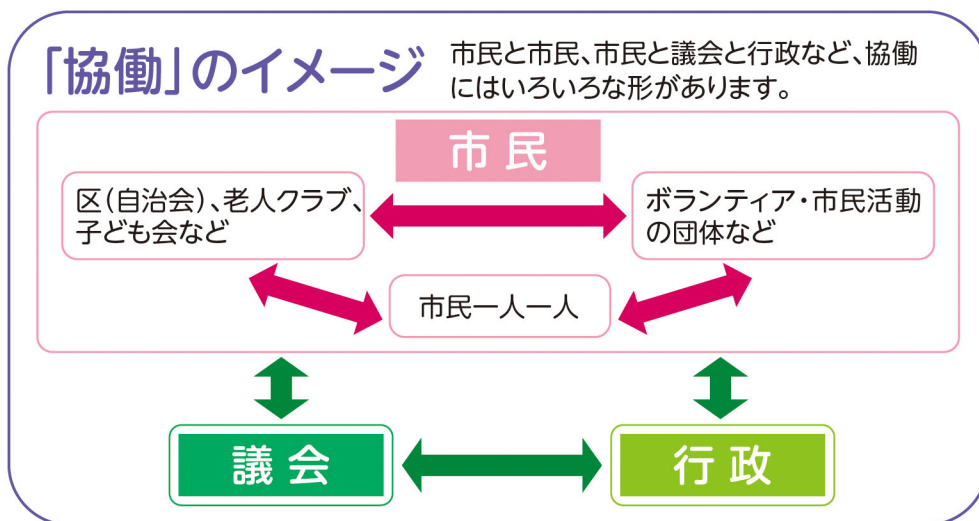
(市民の公益的活動)

- 第15条** 市民は、ボランティア活動その他の市民の公益的活動に関心を持ち、市民の公益的活動がまちづくりに役立つことを認識するよう努めるものとします。
- 2 市民の公益的活動に取り組むものは、それぞれの特性を活かし、専門性を高め、更に、それぞれの活動に自立して取り組み、まちづくりの推進力となるよう努めるものとします。
- 3 市内で事業を行う個人、法人又は団体は、地域の一員として、地域に貢献する活動を行うよう努めるものとします。
- 4 議会及び行政は、市民の公益的活動の自主性及び自発性が発揮されるよう必要な支援を行うものとします。



(協働の推進)

- 第16条** 地域自治組織の活動又は市民の公益的活動を行うものは、互いに協働することに努めるものとします。
- 2 市民、議会及び行政は、積極的に協働を進め、まちづくりの推進力を高めていくものとします。



(人材の発掘及び育成)

- 第17条** 市民、議会及び行政は、まちづくりの情報を広く発信し、積極的にまちづくりへの市民の参加の機会を設け、まちづくりに率先して行動する人材の発掘及び育成に努めるものとします。

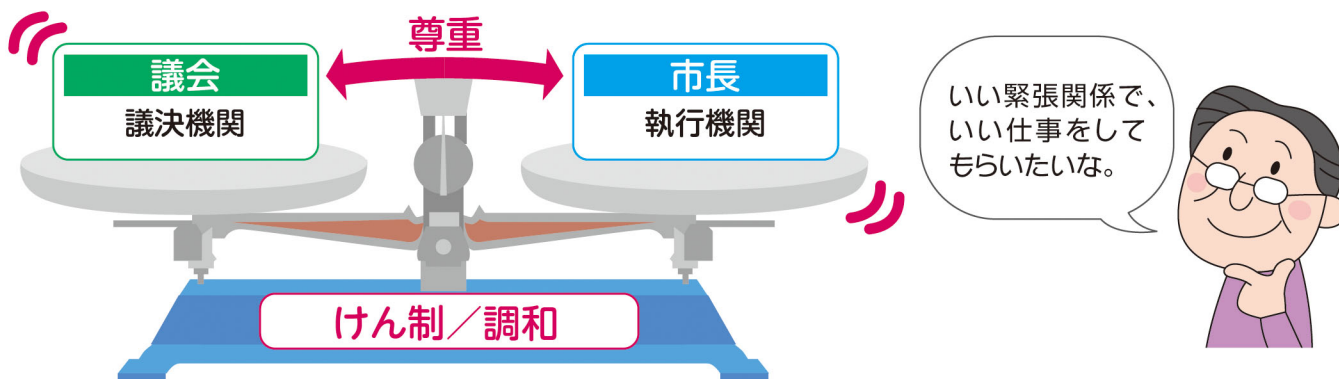


第5章 市政の運営って？

それは、議会と行政が取り組むみんなのまちづくりです。

(議会及び市長)

第18条 議会は、議決権を有する機関として、市長は、執行権を有する機関として、それぞれの役割の違いを認識し、互いの役割を尊重するとともに、けん制及び調和の関係を保ちながら、自らの責務を十分に果たさなければなりません。



(基本計画及び予算)

第19条 市長は、小牧市民憲章に掲げる理想のまちを実現するため、計画的なまちづくりを推進する市政の方針を明らかにし、その基本となる計画(以下「基本計画」といいます。)を定め、市民及び議会に説明し、必要に応じて見直すものとします。

- 2 市長は、予算を議会に提出するに当たっては、基本計画を基礎として調製するものとします。
- 3 議会は、議論を尽くして予算を議決するものとします。
- 4 行政は、議決された予算の執行に当たっては、適切かつ厳正に行うものとします。

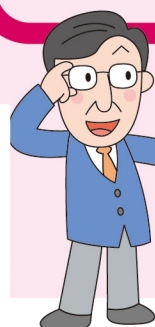
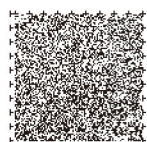
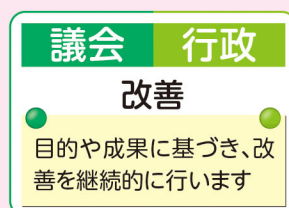
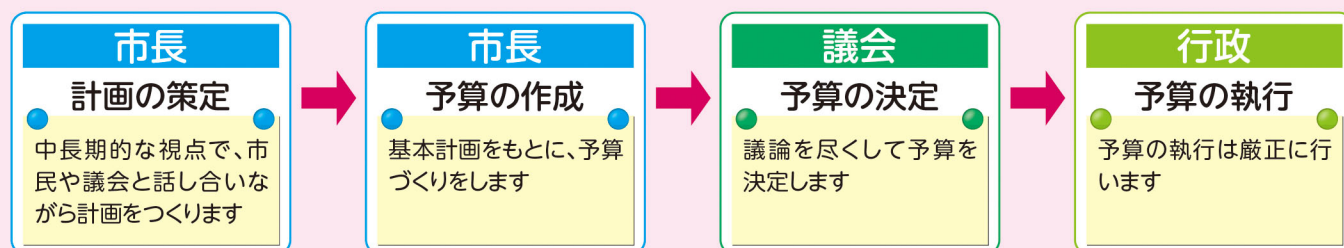
(財政運営)

第20条 市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常に中長期的な視点を持って健全な財政運営を行うものとします。

(市政の改善)

第21条 議会及び行政は、市政を効果的かつ効率的に運営するため、事業の目的、評価指標、決算等に基づき、市政を適時検証し、継続的に改善するものとします。

市政(事業の計画や予算に関する流れ)



「中長期的な視点」で「費用対効果」も意識しながら進めていきます。

事業の目的は、効果的・効率的に達成されないとね。



(市政への参加)

第22条 市民は、市政の運営に関し、計画、実施及び評価の各段階において、積極的に参加するよう努めるものとします。

2 議会及び行政は、市民の市政への参加意識の高揚を図るため、市政に関する内容を公表するとともに、わかりやすく説明するものとします。

3 議会及び行政は、市民の市政への参加が促進されるよう、市民が主体的に市政に関わる機会を積極的に設けるものとします。



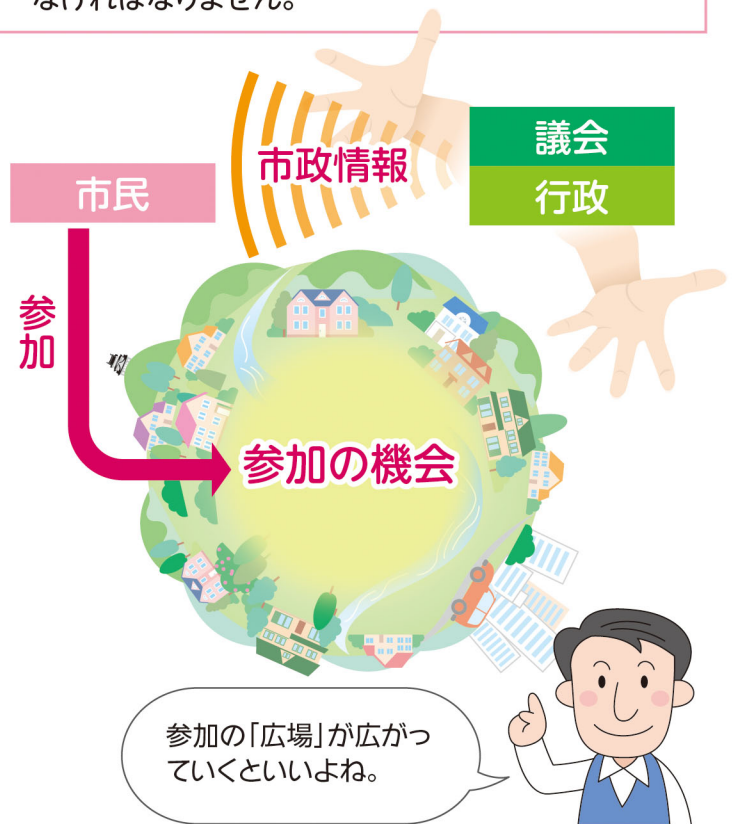
市政には、いろいろな参加のしかたがあるわよね。

- ・事業の説明会や意見交換会への参加
- ・アンケートやパブリックコメントなどで意見を述べる
- ・市民まつりや小牧山美化活動などの市政の催しや取り組みへの協力

(情報提供及び個人情報の保護)

第23条 市民は、市政に関する情報について、議会及び行政にその提供を求めることができます。

2 議会及び行政は、前項の情報の提供を行うに当たっては、その保有する個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益が守られるよう、適切に管理し、保護しなければなりません。



(住民投票)

第24条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項は、その都度、条例で定めるものとします。



住民投票はいつでもできる訳じゃなくて、別に条例を定めなきゃいけないんだ。

市政に係る重要事項って？
例えば
どういうとき？

各地の実施の例としては、市町村の合併や原子力発電所、廃棄物処分場の建設など、人々の生活に大きく関わる問題がある時に住民の意思確認として実施されているわ。



第6章 検証って？

それは、市民自治の推進を続けていくための手続きです。

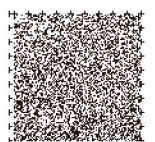
第25条 市長は、必要に応じて、市民参加のもとに、社会情勢とこの条例の適合性等の検証を行い、その結果により必要な措置をとらなければなりません。



条例は、つくrippばなしじゃなくて、趣旨や内容について、その時々で確認していくことも大切ね。

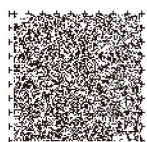


世の中の動きは？
まちづくりの状況は？





小牧市自治基本条例



発行日 平成27年4月

発行 小牧市

担当 市長公室 協働推進課

電話 0568-72-2101(代表)

ホームページ <http://www.city.komaki.aichi.jp/>